

6 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する設置者の所見

児童間におけるトラブルや諸問題は人と人との関わりがある以上起こり得る。いじめを見逃さないよう対応にあたるためにも、当該学校における対応課題について改善する必要がある。

学年移行期間における学年担当者間の引継ぎの仕方について、再考する必要がある。

被害児童は、年度当初の転入生であった。保護者が来校した際に相談を受けた内容が、新学年の担当者に対して適切に引継ぎがされておらず、担任の対応が遅れた。児童が個々に抱える課題や必要な支援について、事前に指導にあたる教職員で共有することで、児童も学校生活や学習に安心して取り組むことができる手立てができる。

いかなる理由があろうとも『いじめは絶対にしない・させない』という意識と行動する児童の育成をしなければならない。そのためには、教職員が『いじめは絶対に許さない』という強いメッセージを児童・保護者に向けて発信し続ける必要がある。

今回、当該学校においては『いじめは許さない』という教職員の思いは伝えたものの、対応として不十分であった。その満中にいる児童らに対して、事象背景を知り、具体的にどのような行動をとる必要があったか等、解決するための指導を行う必要があった。

また、事後の対応も重要であるが、このような事態に児童を追い込まないよう未然防止に取り組むことが重要である。児童に行った聞き取りやアンケートには、「先生に相談したかったができなかった」「授業に集中できない」といった具体的に困っている内容に関する記述もあった。

学校において、児童間における摩擦が起こることをあらかじめ想定し、その際に学校組織としてどのように対応するのか、あらかじめ検討し、体制を構築する必要がある。

職員構成が変化し、経験が浅い教職員も今後増えてくるものと想定されるため、学校内にいる経験豊富な教職員とともに、指導法や児童の状況把握・言葉かけといった細かい配慮について伝えるだけではなく、対応策について校内支援会議などで話し合い、指導や支援を行う。

また、『蓮子市立 〇〇 小学校 いじめ防止基本方針』について、全職員での確認を徹底し、今回の対応と照らし合わせ、学校として改善すべき対応について検討し、改善を図る必要がある。

本事案の調査について、本来であれば、当該学校のいじめ防止基本方針に沿って行うべきであったが、被害児童保護者から逗子市教育委員会が調査する旨の要望書の提出があったため、逗子市教育委員会が本調査を行った。

学校生活アンケートの結果についても全職員で共有し、目標を立て繰り返しの指導や支援によって、その後の変化について追跡し、確認する場を設けるなどの工夫をして、見逃しの防止に努めてほしい。

いじめの未然防止に向けて、児童が安心して生活できる学校を目指した取り組みを行う必要がある。逗子市教育委員会としては、学校がいじめ防止基本方針に沿った対応を行えるよう、管理職をはじめ、教育相談コーディネーターや児童指導担当者を中心に日頃の対応の点検と取り組みの見直しについて助言する。また、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめに適切に対応できる学校体制の整備を推進する。

児童一人ひとりが学校生活を送る中で、学校に居場所があることを感じられることが大切である。そのため、自己存在感や充実感が持てる授業づくりや学級づくりを行える教職員の資質や指導力の向上を目指し、教職員研修の充実を図る。授業における指導や学級運営の改善をより具体的に行うため、逗子市教育指導教員を学校に派遣し、教員に対して授業や学級指導の改善ポイントについて、直接的に指導・助言を今後より一層重視して行う。

また、いのちを大切にする心や他者を思いやる気持ちの育成と規範意識の醸成に取り組むため、学校に対して情報提供を行い、校内研修の企画や運営をサポートする。

学校が児童に対し定期的に行っている学校生活アンケートの取り組み状況の把握と問題行動等調査やいじめの問題に係る点検調査を実施する。特に学校では、早期発見に向けて、学校生活の場面ごとに児童の様子の変化を見逃さないようにしなければならない。教職員が観察の視点を理解し、児童の発達段階や健康面を適切に判断し、きめ細かく児童の様子を把握することができるよう、定期的に学校へ派遣している学校カウンセラーと連携して指導を行う。また、必要に応じて学校カウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーを校内支援会議に派遣し、課題解決に向けた具体的な取り組み方法についてアドバイスを行う。

また、いじめに係る相談を学校が児童・保護者と適切に行うことができるよう教職員に対する研修を行うとともに、児童・保護者並びに教職員から教育委員会に相談することができる体制について、周知を図る。